

様式第 〇〇 号 (第 〇 〇 〇 号)

(表面)

第 〇 〇 〇 号
年 〇 月 〇 日

所 属 庁
氏 名

年 〇 月 〇 日生

福島復興再生特別措置法第六十三条第八項において準用する通訳案内士法第二十九条第三項の規定による証明書

年 〇 月 〇 日まで有効

所属庁 印

9センチメートル

9センチメートル

(裏面)

通 訳 案 内 士 法 抜 粋

(登録証の提示等)

第二十九条 (略)

2 通訳案内士は、その業務を行っている間は、登録証を携帯し、国若しくは地方公共団体の職員又は通訳案内を受ける者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 国又は地方公共団体の職員が前項の請求をするには、その身分を示す証明書を携帯し、通訳案内士の要求があるときは、これを示さなければならない。

福 島 復 興 再 生 特 別 措 置 法 抜 粋

(通訳案内士法の特例)

第六十三条 (略)

2～12 (略)

13 第八項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

9センチメートル

9センチメートル